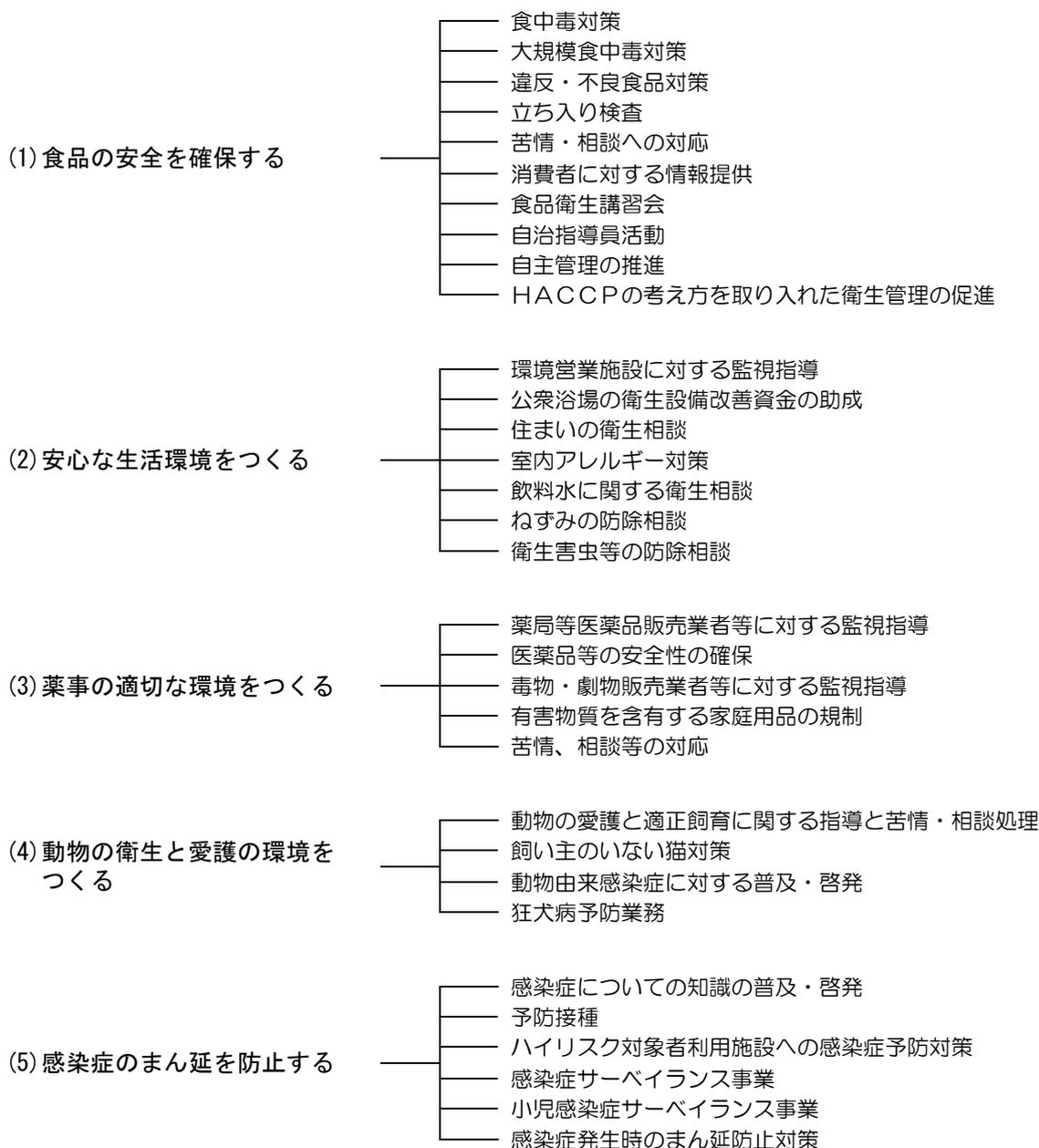


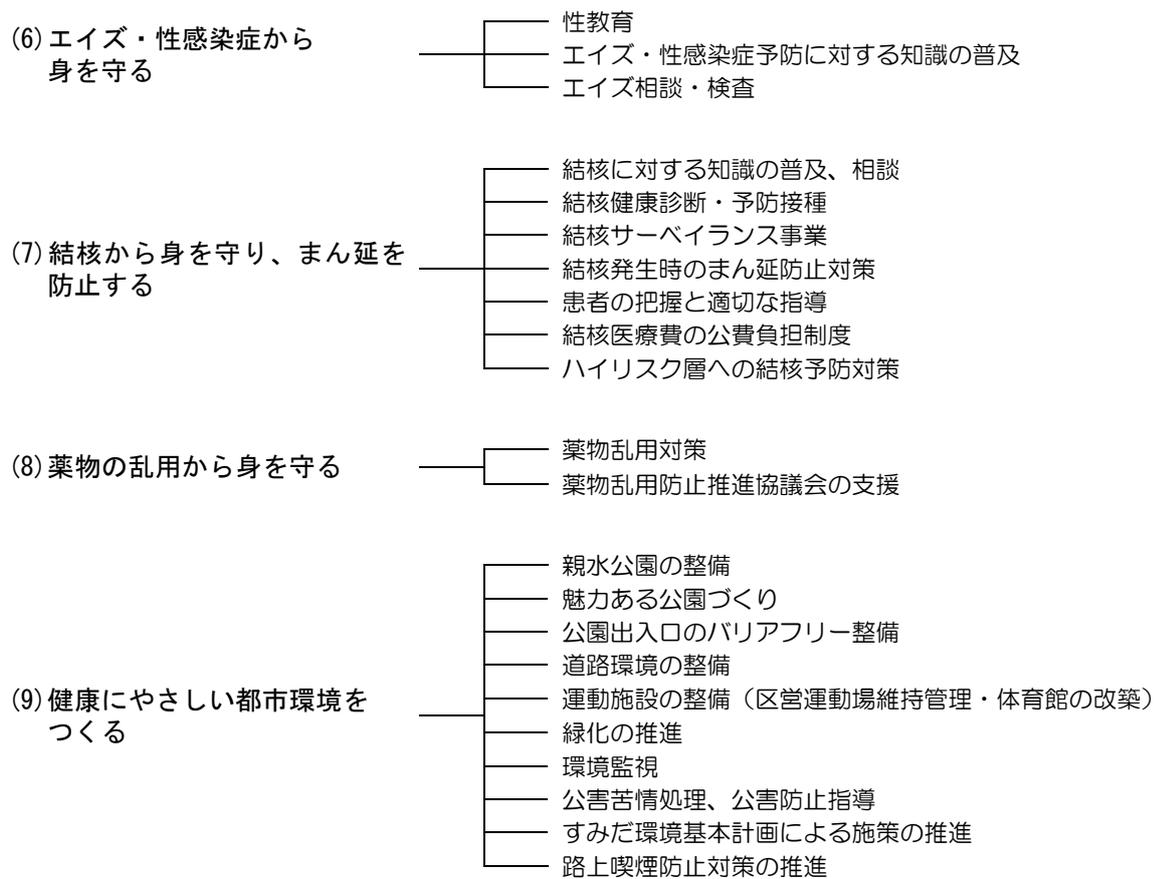
4 生活環境における保健衛生上の安全と安心を確保する

＜基本的な考え方＞

健康は都市基盤や自然環境等にも大きく影響を受けます。食品の安全、居住環境をはじめとした生活環境の安全、薬事、ペットとの共生、動物由来感染症への対応、また、その他の感染症への対応やまちづくり全般について等、区民を取り巻く環境を健康に資するものに整備し、健康的で快適なまちづくりを進めていく必要があります。

＜事業体系図＞





(1) 食品の安全を確保する

<現状と課題>

食品の安全と衛生の確保は、健康の維持・増進のために基本的かつ重要なものです。近年は、大規模な食中毒の発生は見られないものの、食中毒の発生件数は横ばいで推移しています。また、輸入食品や食品添加物、食品の残留農薬等の安全性に対する漠然とした不安や、食品の保健機能、アレルギー起因物質等に係る食品表示への関心も高まっています。

このような状況のなか、食品の安全確保を図るためには、営業者等による自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、食品の適正表示の推進、食品の安全性に関する情報の収集を行い、区民、消費者への積極的な情報の提供に努めていく必要があります。

また、食中毒発生時における食品衛生担当部門と感染症担当部門との連携を強化するとともに、大規模食中毒発生時に的確に対応できる体制の整備を進めていく必要があります。

<施策の展開>

●食品の生産・製造から消費に至る各段階における衛生管理の充実を図るため、国、東京都や関係団体との連携のもと、食品営業施設や流通する食品に対し、監視指導・検査を行うとともに、残留化学物質、輸入食品の検査を強化し、食中毒等食品衛生事故の発生防止と食品衛生向上のための対策強化を図ります。

●食中毒が発生した場合には、食品衛生担当部門と感染症担当部門等、関係機関との連携を密にして疫学的調査を実施し、その原因食品や原因物質の究明を行い、食中毒の拡大・再発防止に努めます。また、大規模食中毒発生時に備えた体制の整備等、食中毒対策の強化を図ります。

●平常時における営業施設の監視や収去検査の結果、違反や取り扱い不良等が指摘された場合は、改善向上のための指導を行います。

●違反・不良食品の発見や、食中毒事故の発生時には、食品の回収、廃棄、施設の改善、営業の停止を命令する等、違反・不良食品の一掃や事故の再発防止を期します。

●食品等に関する苦情相談の対応を充実するとともに、食品営業者、区民・消費者に対し、広報活動、講演会等を通じて、食中毒の防止や食品衛生一般についての正しい知識に関する情報の提供を進めます。

●区が委嘱している食品衛生推進員や、食品衛生協会の自治指導員と連携し、食品営業者による自主的衛生管理を支援・指導していきます。可能な施設にはHACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理を導入できるよう、指導・助言に努めます。

●食品に関する、食品事業者・区民・行政等による意見交換会（リスクコミュニケーション）や学習会を実施し、食品に対する不安の解消に努めます。

＜事業計画＞

○食中毒対策

- ・食中毒が疑われる事件発生時には、事件の大きさと原因を把握するための調査を行い、原因を究明するとともに、事件拡大や再発を防止させる措置を講じます。

○大規模食中毒対策

- ・食品製造の大規模化、広域流通化に伴い大規模な食中毒が発生する可能性があります。大規模な食中毒発生時に迅速、的確に対応できるよう危機管理体制を整備します。

○違反・不良食品対策

- ・区や他自治体、検疫所等行政機関が実施した収去検査の結果、食品衛生法違反の疑いがある食品等を流通経路から排除します。違反や不良食品等の取り扱い施設や事業者に対し再発を防止させます。

○立ち入り検査

- ・食中毒の発生や違反食品の流通等の事件を未然に防ぐため、食品関係施設に立ち入り、施設・設備や食品の取り扱い等について監視指導を行い、不適切な取り扱い等が認められた場合は、注意指導を行います。

○苦情・相談への対応

- ・食品の安全を確保し、区民の不安を解消し、正しい知識を伝えるため、食品に関する相談や苦情を受け付けます。健康異常を伴う苦情相談は、重大な食中毒事件の発端となる可能性もあることからの確に対応します。

○消費者に対する情報提供

- ・様々な食品が市場にあふれ、消費者の食品への関心も高まっています。また食育の面からも食品衛生についての正しい知識の普及が必要であり、衛生講習会やパネル展、街頭相談等により消費者に対して情報を提供します。

○食品衛生講習会

- ・消費者の嗜好、食への考え方の変化により、食品事業者の食品、食材、取り扱い方法も変化し、発生する食中毒等の食品事故の種類も変化しています。時代にあった事故対策、衛生管理を行うために、衛生講習会を通じて食品等事業者へ新しい食品衛生知識を普及し続けます。

○自治指導員活動

- ・食品事業者が行う食品衛生向上に関する自主的な活動を推進し、区民の食生活の安全確保に寄与するために、消費者や食品事業者、学識経験者で構成する食品衛生推進員による食品衛生推進会議を設置します。

○自主管理の推進

- ・自主的な食品衛生管理活動を推進することで、事業者が自主管理により常時食品に係る事故防止に努める意識を高めます。

○HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の促進

- ・区内に多く存在する中小規模の食品事業者が自らの責任で行う衛生管理に、HACCPの考え方を取り入れた自主点検表の導入を指導し、事業所の規模に応じた衛生管理手法の普及、定着を図ることで、食品衛生の向上を図ります。



(2) 安心な生活環境をつくる

<現状と課題>

環境衛生の衛生対策としては、理・美容所等の環境衛生営業の対象となる営業施設（以下、環境営業施設という）や、住まい、地域等の環境の衛生を図るため、保健所において、環境営業施設の監視指導、結露、ダニ・カビ等の換気不足による様々な問題をはじめとする住まいの問題に対する相談・助言指導、地域のねずみ、ハエ、カ等の衛生害虫防除の相談・指導を行っています。特にねずみ、衛生害虫の問題に関しては、発生源対策と侵入防止対策を原則としていますが、発生後の駆除については原則として管理者・所有者の対応となることから、過剰な薬剤散布にならないための適正な指導が必要となります。

また、住宅の建材、家具及び家庭用品等から室内空气中に発散する有害化学物質による健康影響も問題となっています。これらは化学物質過敏症やシックハウス症候群の原因として取りあげられており、健康的な住宅環境の確保を進めていく上で課題となっています。法律で規制されていない自主規制の製品も含めて、適切な情報発信が望まれます。

<施策の展開>

- 理容所・美容所・クリーニング所・興行場・旅館・公衆浴場等、区民の日常生活と密接な関係のある環境営業施設に対する監視指導の充実強化を図るとともに、施設の自主管理を支援していきます。
- 住まいに発生するダニ・カビや衛生害虫等の生活環境に関わる衛生問題に対して、総合的な相談体制の確立を図ります。
- 住居環境を原因（ホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロルベンゼン等の住宅の内装材や家具から発生する有害化学物質やチリダニ等）とするアレルギー問題について、原因物質の除去等に向けた相談指導を行います。
- ビル、マンションのタンク施設の衛生相談を行い、その衛生管理の普及・啓発を図ります。また、飲料水の水質検査を実施し、安全で衛生的な飲料水の確保に努めます。
- 地域の衛生的環境を確保するため、地域と一体となって、ねずみ、ハエ、カ等の衛生害虫の発生の抑制を図ります。

<事業計画>

○環境営業施設に対する監視指導

- ・環境衛生関係営業施設の監視指導を行い、その利用による疾病や危害の発生を防止します。

○公衆浴場の衛生設備改善資金の助成

- ・区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生設備を改善するための資金の一部を助成します。

○住まいの衛生相談

- ・住宅の気密化に伴い、換気不足による窓や壁の結露、カビの発生等の問題が発生し、健康被害も懸念されます。換気扇や除湿機等を有効に活用した住宅内の衛生確保の助言を行うとともに、虫の発生等については、同定、現場調査等を実施し、防除に関する健康相談を行うほか、環境改善方法の助言指導を行うとともに、衛生知識についてパンフレット等により普及・啓発を実施します。

○室内アレルギー対策

- ・住宅内の内装材や家具等から発生するホルムアルデヒド等の化学物質が原因となっておこる健康影響（シックハウス症候群等）を防止するため、原因物質の除去や効率的な換気方法について相談を受け付けるとともに、正しい知識の普及と最新情報を提供します。また、必要に応じて室内環境の簡易測定を行う等の相談指導体制の確立をめざします。
- ・アレルギー性疾患の原因といわれているチリダニやカビの発生予防の相談指導を実施します。特にチリダニについては、室内のチリダニアレルゲン量の簡易測定を行い、その結果をもとにアレルギー性疾患の予防と症状緩和の観点から、室内環境の効果的な改善方法の助言指導を行います。
- ・また、「アレルギー教室」や「育児相談事業」に講師を派遣し、室内環境改善についての普及・啓発を実施します。

○飲料水に関する衛生相談

- ・水道法に基づく給水施設及び水道法の適用を受けない小規模の飲料水給水施設に対し、給水施設を衛生的に管理するための知識の普及を行い、良好な飲料水の供給を目指します。また法の適用を受けない小規模給水施設については、飲料水の簡易検査及び相談を窓口において実施し、衛生的管理に関する普及・啓発を行います。

○ねずみの防除相談

- ・感染症予防における平時の発生予防対策とともに、地域環境の衛生の確保のために、ねずみの防除事業として殺そ剤等の配布を行います。
- ・ねずみの侵入防止対策の普及・啓発と具体的な方策について窓口での相談指導を実施します。必要に応じて現場において具体的防除法について指導します。

○衛生害虫等の防除相談

- ・地域環境の衛生の確保のために、ハエやカ等の衛生害虫の防除事業として窓口相談を実施します。必要に応じて現場において具体的防除法について指導を行います。
- ・ボウフラ対策として、区内の雨水マス等へ環境負荷の少ない薬剤を夏季に投入しています。必要に応じて現場において具体的防除法について指導を行います。

(3) 薬事の適切な環境をつくる

<現状と課題>

医薬品についての適切な販売・使用を図るために、監視指導に取り組んでいます。墨田区はメッキ事業者が多く、これらの毒物・劇物の適切な使用のための監視指導が重要です。

また、有害化学物質を含む家庭用品についても、規制を行うとともに、相談・苦情に対応していくことが求められます。

<施策の展開>

●区民に供給される医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療器具の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局等医薬品販売業者に対する監視指導を行います。

●毒物・劇物の安全な管理を確保するため、毒物・劇物販売業者等に対する監視指導を行います。

●ベビー用品、洗剤、寝具等の家庭用品等に含まれる有害化学物質による健康被害の防止を図るため、これらの家庭用品の規制を行うとともに、苦情・相談への対応を行います。

<事業計画>

○薬局等医薬品販売業者等に対する監視指導

・医薬品等の品質、安全性を確保し、区民の健康保持・増進に寄与するため、監視指導を実施します。

○医薬品等の安全性の確保

・医薬品等の品質、安全性を確保し、区民の健康保持・増進に寄与するため、収去検査を実施します。

○毒物・劇物販売業者等に対する監視指導

・毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行います。

○有害物質を含有する家庭用品の規制

・区民が日常使用する繊維製品やエアゾール製品等の家庭用化学製品に含有されている化学物質による健康被害を防止するため、試買検査を実施します。

○苦情、相談等の対応

・医薬品等の品質、安全性を確保し、区民の健康保持・増進に寄与するため、苦情や相談に対応します。

(4) 動物の衛生と愛護の環境をつくる

<現状と課題>

近年、動物を飼う人が増えています。動物の飼育はこころの健康によい影響がある一方で、適正な飼育ができていないことにより近隣とのトラブルが発生している例も見受けられ、動物の正しい飼い方についての周知が求められます。

また、多種・多数の動物が世界各国から輸入されている中で、動物由来感染症のリスクが高くなっています。動物由来感染症についての普及・啓発が求められます。

狂犬病については、犬の飼い主に対して狂犬病の予防知識の普及・啓発に努め、犬の登録率、注射率を向上させていきます。

<施策の展開>

- 区報やケーブルテレビ、パンフレット等により、動物の愛護思想、正しい飼い方の普及・啓発を推進し、人と動物の共存できる、暮らしやすいまちづくりをめざします。
- 飼い主のいない猫いわゆる野良猫対策に取り組みます。
- 動物由来感染症についての知識の普及・啓発を図ります。
- 狂犬病の予防に万全を期すため、犬の登録、狂犬病予防注射を実施するとともに、犬による咬傷事故の発生防止に努めます。



<事業計画>

○動物の愛護と適正飼育に関する指導と苦情・相談処理

- ・動物の飼い主に対して、近隣に迷惑をかけない適切な飼育と管理方法の普及・啓発を図りながら、飼い主のモラルアップを図り、苦情相談に対応します。さらに、動物愛護の機運の向上を図りながら、人と動物が共生できるまちづくりを目指します。

○飼い主のいない猫対策

- ・とりわけ苦情の多い飼い主のいない猫いわゆる野良猫による地域環境の悪化に対して、地域住民による共生の取り組みを支援します。

○動物由来感染症に対する普及・啓発

- ・狂犬病以外にも、オウム病やレプトスピラ症等の動物が原因となり人がり患する感染症は多く、それらを予防するために、情報収集及び知識の普及・啓発を図ります。

○狂犬病予防業務

- ・狂犬病は昭和 32 年（1957 年）以来国内で発生していませんが、世界的には毎年 3～5 万人がこの病気で死亡しており、国内では万全の体制をとる必要があります。そこで、狂犬病予防法に基づき、飼い犬登録を行い、飼育頭数を把握します。
- ・また、狂犬病の発生を予防、撲滅するために予防注射の実施率を向上させ、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ります。

(5) 感染症のまん延を防止する

<現状と課題>

感染症は、医学の進歩と生活環境の改善等で患者・死亡者の数は著しく減少しています。しかし、最近になって、新興感染症である新型インフルエンザの発生や、インフルエンザに罹患した高齢者の重症化事例の多発等が問題となっています。また、結核、マラリアといった再興感染症、海外から持ち込まれる感染症の発生の危険が増加しています。このため、常に関係機関と連携して、これらの感染症の平常時並びに患者発生時の対応に万全を期すことが求められています。

<施策の展開>

- 講習会の開催、区報等による広報活動等により、感染症の予防思想の普及・啓発を行います。
- 法に基づく予防接種の普及を図り、平常時における感染症予防対策を推進します。
- 各種感染症のまん延を防止するため、発生時における迅速かつ的確な防疫活動を確保します。



＜事業計画＞

○感染症についての知識の普及・啓発

- ・ B型肝炎、C型肝炎、ハンセン病、SARS 等、様々な感染症についての正しい知識、情報、感染予防方法を区民にパンフレット等を利用して情報提供します。

○予防接種

- ・ ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎の発生及びまん延防止のため、これら疾病に対して免疫効果を獲得させるためワクチンを対象者に接種します。65 歳以上の高齢者を対象に、高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。

○ハイリスク対象者利用施設への感染症予防対策

- ・ レジオネラ症やウエストナイル脳炎等の疾病は、高齢者等の抵抗力のない者に重篤な症状を呈する感染症であり、特別養護老人ホーム等の高齢者施設や保育園等の若齢者利用施設において、衛生管理指導、施設管理者への講習会等を開催します。

○感染症サーベイランス事業

- ・ 東京都感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、感染症に関する情報をオンラインシステムにより東京都に報告します。

○小児感染症サーベイランス事業

- ・ 区内で発生した小児に特徴的な感染症の情報を、定期的に区立の保育園、児童館、小学校、中学校等にメールで発信し、墨田区における感染症流行の状況を情報提供します。

○感染症発生時のまん延防止対策

- ・ 感染症発生時にすみやかに対応し、拡大防止を図ります。

(6) エイズ・性感染症から身を守る

<現状と課題>

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染の拡大は世界的に深刻な状況にあり、感染者は増加の一途をたどっています。保健センターにおける相談や検査件数は横ばいであるものの、潜在感染者の増加が懸念されるところです。また、性的接触により感染する割合も高まっています。

したがって、性感染症の予防とあわせて、区民、特に若い世代に適切なエイズ・性教育を実施する等、正しい知識の普及を行い、感染予防及びまん延防止対策を強化していくことが求められます。

<施策の展開>

- 性感染症及びHIV感染予防のための正しい知識の普及と理解を深めるため、家庭、学校、職場等あらゆる場面を通じた普及・啓発活動を展開します。
- 匿名での相談・検査を実施します。
- HIV感染者への支援、エイズ患者の在宅療養生活支援を図ります。

<事業計画>

○性教育

- ・小学校・中学校において、児童・生徒の人格形成を目指す「人間教育」の一環として、人間の性を人格の基本的な部分として「生理的側面」「心理的側面」「社会的側面」等から総合的にとらえた性教育の指導を行います。

○エイズ・性感染症予防に対する知識の普及

- ・エイズ・性感染症のまん延防止、患者・感染者に対する理解と予防の正しい知識の普及と啓発を図るため、高校でのPR活動や地域での冊子の配布等を実施します。

○エイズ相談・検査

- ・エイズのまん延防止とエイズ予防の正しい知識の普及と啓発を図るため、抗体検査と併せて相談、カウンセリングを実施します。

(7) 結核から身を守り、まん延を防止する

<現状と課題>

結核は、現在でもわが国最大の感染症で、平成 16 年（2004 年）の全国の新規登録患者数は 29,736 人となっています。原因として高齢患者の増加、免疫力の低い青年層の集団感染やホームレスの人の結核多発、難治性の多剤耐性結核の増加等があげられます。

墨田区は 23 区の中ではり患率が高く、第 6 位となっています。結核予防法に基づき、一般区民や患者家族及び患者と接触のあった人等結核感染の恐れの大い人に対して、結核に関する知識の普及、相談、健康診断を行い、まん延防止を図ることが重要です。

<施策の展開>

- 結核に関する知識の普及・啓発を図ります。
- 結核予防法に基づく健康診断を充実し、患者の早期発見と適切な治療、感染防止を図るとともに、迅速かつ的確な状況の把握、防疫活動の確保により結核のまん延を防止します。
- 結核に感染するリスクの高い層に対する結核予防対策の強化を図ります。



＜事業計画＞

○結核に対する知識の普及、相談

- ・一般区民をはじめ、患者・家族等に対して、結核に対する正しい知識の普及を図り、不安の解消と積極的な健康管理に役立てるために、相談を実施します。

○結核健康診断・予防接種

- ・結核の早期発見とまん延防止のために、健康診断と乳幼児への BCG 接種を実施します。

○結核サーベイランス事業

- ・東京都結核発生動向調査事業実施要綱に基づき、結核に関する情報をオンラインシステムにより東京都に報告します。

○結核発生時のまん延防止対策

- ・感染者や発病者の早期発見、隠れた感染源の発見のため、患者家族や職場同僚等への定期外検診を実施し、結核のまん延防止を図ります。

○患者の把握と適切な指導

- ・医師の診察の結果、結核患者と診断したときは2日以内に最寄りの保健所へ届けることになっており、入院退院の届出が義務付けられています。保健所は、患者・家族等への受療勧奨・感染防止のための対策を実施します。

○結核医療費の公費負担制度

- ・結核患者の医療費負担と結核の適正な医療を普及するため、医療費の公費負担を行います。

○ハイリスク層への結核予防対策

- ・結核に罹りやすく、再発しやすい高齢者や基礎疾患を持つ人、住所不定者や学校・福祉医療施設等でのり患・発病を予防するため、結核に関する知識の普及・啓発、健康診査の受診勧奨を行います。DOTS（直接監視下短期化学療法）を実施し、り患者の治療の中断を防止します。

(8) 薬物の乱用から身を守る

<現状と課題>

全国的に麻薬、覚せい剤等の薬物乱用が広がりを見せ、乱用の低年齢層への広がりや乱用の危険性に対する認識が希薄化している等の問題があります。

薬物乱用の危険性についての普及・啓発を図り、絶対に薬物乱用をしないようにすることが重要な課題となっています。

<施策の展開>

- 学齢期において薬物乱用の危険性を啓発します。
- 薬物乱用防止推進協議会の支援等をとおして、薬物乱用の危険性について普及・啓発を図ります。

<事業計画>

○薬物乱用対策

- ・ 小学校・中学校において、外部指導者を招いた薬物乱用防止教室を実施します。

○薬物乱用防止推進協議会の支援

- ・ 薬物乱用防止推進墨田地区協議会は、薬物乱用防止のための啓発事業を総合的かつ効果的に推進する具体的方策を検討するために設置されています。区としては同協議会を支援し、薬物乱用防止の啓発事業を推進します。



(9) 健康にやさしい都市環境をつくる

<現状と課題>

墨田区は都市化の進行により、緑地が極めて限られた場所にしか残されていない等、自然環境に恵まれているとはいえません。このため、区民が健康で快適な環境のもとで暮らしていけるよう、緑やそこに生息する生物を増やしていく等、自然環境の回復を図っていくほか、公園、道路等の整備においてもできるだけ、環境に配慮したものとしていく必要があります。

加えて、地球温暖化や酸性雨等の地球規模の環境破壊が進行している現状にあり、大気汚染、騒音等の都市・生活型公害も含め、これらを原因とする区民の健康被害を防止していく必要があります。

<施策の展開>

- | |
|--|
| ●健康で快適な都市環境の整備をめざし、公園等の整備、緑化の推進を図ります。 |
| ●道路環境の整備を図ります。 |
| ●健康づくり活動の実践の場となる運動施設の整備を推進します。 |
| ●「すみだ環境基本条例」とこれに基づく「すみだ環境基本計画（18年度策定）」により、環境に配慮した施策を進めます。 |
| ●工場認可や公害防止指導により公害の未然発生防止に努めるとともに、大気中の有害物質の調査や、自動車騒音の測定等、区内の環境に対する監視を行っていきます。 |
| ●環境情報の提供や、様々な年齢層に対する環境保全と健康にやさしい都市環境づくりへの意識啓発を図ります。 |

<事業計画>

○親水公園の整備

- ・親水公園の整備により、レクリエーションやウォーキング、スポーツ等のできる場所を提供して健康の増進を目指します。

○魅力ある公園づくり

- ・ボランティアにより身近な公園の花壇の管理を行っています。コミュニケーションと協働作業を通して、精神的、身体的に健康増進に繋がっています。

○公園出入口のバリアフリー整備

- ・公園出入口のバリアフリー化を進め、高齢者・障害者の行動範囲を拡大します。

○道路環境の整備

- ・交通事故の防止を目指し歩道を新設すると共に、道路バリアフリー事業により高齢者・障害者の行動範囲を拡大します。

○運動施設の整備（区営運動場維持管理・体育館の改築）

- ・墨田区体育館、弓道場、屋内プール体育館、両国屋内プール、スポーツプラザ梅若や、区内各所に野球場、テニスコート、サッカー場等区民が気軽に利用できる運動施設を整備しています。
- ・老朽化した墨田区体育館を多様化・増大化するスポーツ需要に応えられる総合体育館としてPFI方式の導入により改築し、整備を図ります。

○緑化の推進

- ・区の『緑の基本計画ーまちは百花園』の緑の将来像である、「四季折々の緑や花をまち中のどこにいても楽しむことができる、まち中を百花園と呼べるまちにしていく」ために、苗の無料配布、空き地緑化、屋上緑化等の様々な手法を用いて、緑化を推進します。

○環境監視

- ・区民の健康で安全な生活環境を確保するため、大気や水質等の区内の環境を監視します。

○公害苦情処理、公害防止指導

- ・未然に公害を防止するため、工場認可等及び公害苦情処理を行います。

○すみだ環境基本計画による施策の推進

- ・すみだ環境基本条例に示された目的や基本理念を具体化し、総合的かつ計画的な推進を図るため環境基本計画を策定し、環境に配慮した施策を進めます。

○路上喫煙防止対策の推進

- ・路上での喫煙による他人への迷惑防止、火傷等の被害の防止、たばこの吸殻の散乱防止等、マナー向上のため「墨田区路上喫煙等禁止条例」を制定しました。受動喫煙による健康被害防止のため、路上喫煙防止対策の推進を図ります。

